様式第 16 （第26条関係）（平12通産令183・令元経産令17・一部改正）

（表）

第　　号

日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚（たな）の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法第43条第２項の規定による立入検査を行う職員の身分証明書

写真	（押出スタンプ割印）	職名及び氏名

年　　月　　日　生

年　　月　　日　発行

有効期限

経済産業大臣　　㊞

（裏）

日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚（たな）の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法抜すい

第43条　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、特定鉱業権者に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、特定鉱業権者の事業所若しくは事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第54条　第43条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、十万円以下の罰金に処する。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格Ｂ８とすること。